

# 見積公告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年2月21日

全国健康保険協会奈良支部

支部長 河田 光央

## 1 調達内容

- (1) 調達件名 弁護士名による返納金債権回収催告等の業務委託
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期限 仕様書による。
- (4) 見積方法

見積金額は、仕様書および委託要領に規定する業務を行ううえでかかるすべての費用を含め、1カ月間の予定件数に対する総価を見積もるものとする。契約は、1カ月当たりの単価契約とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

## 2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

## 3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び問い合わせ先（仕様書は3頁以降に掲載）

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階  
全国健康保険協会 奈良支部 企画総務グループ 担当：小宅  
電話 0742-30-3702

- (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階  
全国健康保険協会 奈良支部 レセプトグループ 担当：虫賀・山村  
電話 0742-30-3705

- (3) 見積書の提出期限

令和4年3月7日（月） 午後2時00分

## 4 見積書の提出方法

- (1) 見積書の様式は任意の様式で差し支えないが、件名、見積年月日、事業所名を記載し、代表者印を押印したものに限る。

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 詳細は、仕様書による。
- (5) 見積結果については、別途参加者に連絡する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第 23 条 役職員であった者は、退職後 2 年間、役職員に対し、当該役職員であった者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

弁護士名による返納金債権回収催告等の業務委託

仕 様 書

全国健康保険協会 奈良支部

## 1. 委託業務の概要

### (1) 目的

債務者に対して、弁護士または弁護士法人の専門性及びノウハウを活用した効率的かつ効果的な文書催告を実施し、収納率の向上を図ることを目的とする。

### (2) 業務概要

① 債務者に対する弁護士名による債権回収催告等の業務委託及びその周辺業務

② 委託者からの債権回収方法等に関する法的助言

詳細は「債権回収催告等業務委託要領（以下「委託要領」とする。）」のとおり。

## 2. 委託（予定）件数

文書催告 月 40 件を上限とし、毎月 1 回実施（年間 12 回）

## 3. 委託業務の実施期間

令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 まで（予定）

## 4. 履行場所

受託者の所在地

## 5. 作業手順

委託要領のとおり

## 6. 担当部署（連絡先）

全国健康保険協会 奈良支部 レセプトグループ 虫賀（ムガ）、山村（ヤマラ）  
〒630-8535

奈良市大宮町 7-1-33 奈良センタービル 4 階

電話 0742 - 30 - 3700（代表）

## 7. 委託条件

委託条件は次のとおりとし、委託条件を満たしていることを確認できる書類を見積書とともに提出すること。

- ① 弁護士資格を有する者が属する事業所であること。
- ② 全国健康保険協会各支部における債権回収催告業務の受託実績がある、若しくは官公庁等における債権回収催告業務またはそれに準ずる業務の受託実績があり、適切に実施したことが認められること。
- ③ 健康保険事務に関し一定以上の知識を有し、債権の発生原因に対する概要説明が可能であること。
- ④ 送付物の授受等を適切かつ遅滞なく行うため、また、緊急時における速やかな

連携を図るため、委託者所在地から受託者所在地まで（ドア to ドア）の到着可能時間が以下の2点に該当すること。

- ・自動車を利用した場合 概ね 20 分以内
- ・鉄道を利用した場合 概ね 30 分以内 ※所在地から最寄り駅間の移動時間を含む

## 8. 見積金額等

- (1) 見積金額は、仕様書および委託要領に規定する業務を行ううえでかかる全ての費用（催告文書の郵送費、各種通信費、その他一切の経費）について、1カ月間の予定件数に対する総価を見積もるものとする。
- (2) 契約は、1カ月当たりの月額単価の契約とする。

## 9. その他

- (1) 本件委託業務については、委託者と緊密に連絡を取り合い実施すること。
- (2) 受託者は、委託者から提供された書類及びその情報について、委託業務以外の目的には使用してはならない。また、管理にあたっては、管理責任者が、紛失・破棄等がないように最善の注意を行うこと。
- (3) 提供された書類及びその情報（提供後に複写したものを含む。）について、当該委託業務の終了後又は所管部署から指示があった場合については、速やかに返還すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、双方協議のうえで定めるものとする。

## 1. 目的

この要領は、全国健康保険協会奈良支部長と委託業務受託者である〇〇〇法律事務所弁護士との間で、締結する債権回収催告等業務委託契約書の細目について定め、委託業務の円滑化を図ることを目的とする。

## 2. 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## 3. 委託業務

- (1) 全国健康保険協会奈良支部（以下「協会」という。）が有する債権の未払者等（以下、「債務者」という。）に対する債権回収催告に係る指導及び助言。
- (2) 協会の依頼による債務者に対する弁護士名による文書催告の実施。
- (3) (2) に関する債務者からの照会への対応。
- (4) (3) の対応状況についての報告。
- (5) 債権回収業務全般に係る法的助言。

## 4. 委託業務の内容及び手順等

- (1) 債権回収催告に係る指導及び助言  
指導及び助言については、〇〇〇法律事務所内で行うとし、協会からの依頼を受けた場合、逐次、日程等を調整のうえ対応すること。
- (2) 債務者データ等の授受  
原則毎月1回、協会職員が持参により「債務者データ等」を委託する。データ提供は、「授受簿」により行うこととし、引き渡した債務者データ等は、翌月の授受日において回収する。  
※「債務者データ等」とは、①催告対象者リスト（別添1）、②被保険者資格記録（基本記録照会画面）の写し、③弁護士名入り催告書（別添2）、④催告書の控え、⑤納付書、⑥債務者宛名シールの6種類とし、全て紙媒体による提供とする。
- (3) 文書催告の実施  
弁護士名入り催告文書に弁護士印を押印したもの及び納付書を弁護士事務所の封筒に封入し、協会が指定する日までに特定記録郵便にて送付すること。  
なお、未着となった郵便物があった場合、協会職員の来所時に引き渡すこと。
- (4) 債務者からの文書催告に関する照会への対応  
債務者への対応を行った場合、その対応状況について、速やかに電話報告を行い、協会に業務を引き継ぐこと。

## 5. その他

文書催告の委託件数については、一か月あたり40件を上限とするが、実施状況を勘案しながら、協会、〇〇〇法律事務所間で協議のうえ決定することとする。